

2 償却資産の価格等に関する調

① 合計  
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,796,401,461	19,321,832,168	405,471,522	18,916,360,646
	機 械 及 び 装 置	42,556,962,107	41,690,068,100	726,494,758	40,963,573,342
	船 舶	386,168,576	221,359,674	143,346,242	78,013,432
	航 空 機	26,413,757	26,271,761	283,992	25,987,769
	車 両 及 び 運 搬 具	496,185,533	491,967,709	3,820,930	488,146,779
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	15,341,059,211	15,297,136,850	69,432,026	15,227,704,824
	小 計 (ハ)	78,603,190,645	77,048,636,262	1,348,849,470	75,699,786,792
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,596,132,639	36,048,776,892	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,411,759,612	1,991,580,209	-	-
	小 計 (ニ)	43,007,892,251	38,040,357,101	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	522,765,404	493,238,027	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	122,133,848,300	115,582,231,390	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	115,218,506,363	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	363,725,027	-	-

## (2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	7,026,244,062	6,910,467,385	103,162,713	6,807,304,672
	機 械 及 び 装 置	7,848,752,619	7,598,134,231	228,252,374	7,369,881,857
	船 舶	98,817,874	60,907,496	37,184,391	23,723,105
	航 空 機	10,273,739	10,179,166	189,146	9,990,020
	車 両 及 び 運 搬 具	131,427,836	128,740,298	2,714,715	126,025,583
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,955,859,731	5,938,535,996	45,319,417	5,893,216,579
	小 計 (ハ)	21,071,375,861	20,646,964,572	416,822,756	20,230,141,816
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,508,133,522	8,554,792,719	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	287,806,168	253,966,343	-	-
	小 計 (ニ)	9,795,939,690	8,808,759,062	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,867,315,551	29,455,723,634	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	29,455,723,634	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,911,283,950	10,619,059,815	245,795,355	10,373,264,460
	機 械 及 び 装 置	29,743,197,220	29,232,591,873	415,123,947	28,817,467,926
	船 舶	232,726,100	130,544,236	84,876,364	45,667,872
	航 空 機	10,555,451	10,523,187	64,527	10,458,660
	車 両 及 び 運 搬 具	309,883,601	308,457,183	1,022,859	307,434,324
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	8,338,040,180	8,318,432,977	18,766,711	8,299,666,266
	小 計 (ハ)	49,545,686,502	48,619,609,271	765,649,763	47,853,959,508
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,083,131,470	20,242,082,220	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,190,046,974	892,589,585	-	-
	小 計 (ニ)	24,273,178,444	21,134,671,805	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	206,238,660	193,520,743	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	74,025,103,606	69,947,801,819	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	69,934,250,720	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	13,551,099	-	-

## (4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,858,873,449	1,792,304,968	56,513,454	1,735,791,514
	機 械 及 び 装 置	4,965,012,268	4,859,341,996	83,118,437	4,776,223,559
	船 舶	54,624,602	29,907,942	21,285,487	8,622,455
	航 空 機	5,584,567	5,569,408	30,319	5,539,089
	車 両 及 び 運 搬 具	54,874,096	54,770,228	83,356	54,686,872
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,047,159,300	1,040,167,877	5,345,898	1,034,821,979
	小 計 (ハ)	7,986,128,282	7,782,062,419	166,376,951	7,615,685,468
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,004,867,647	7,251,901,953	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	933,906,470	845,024,281	-	-
	小 計 (ニ)	8,938,774,117	8,096,926,234	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	316,526,744	299,717,284	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	17,241,429,143	16,178,705,937	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	15,828,532,009	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	350,173,928	-	-

② 個人計  
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	674,622,408	670,047,028	5,404,193	664,642,835
	機 械 及 び 装 置	302,365,311	301,945,790	348,558	301,597,232
	船 舶	48,276,994	25,236,929	21,546,617	3,690,312
	航 空 機	23,154	23,154	-	23,154
	車 両 及 び 運 搬 具	8,601,319	8,589,895	8,696	8,581,199
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	247,845,975	247,797,420	25,678	247,771,742
	小 計 (ハ)	1,281,735,161	1,253,640,216	27,333,742	1,226,306,474
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	1,787,703	1,719,488	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	16,207	8,103	-	-
	小 計 (ニ)	1,803,910	1,727,591	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	1,283,539,071	1,255,367,807	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	1,255,367,807	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

## (2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	227,562,083	227,558,887	5,841	227,553,046
	機 械 及 び 装 置	57,690,852	57,672,161	63,979	57,608,182
	船 舶	2,112,614	1,328,413	784,189	544,224
	航 空 機	8,324	8,324	-	8,324
	車 両 及 び 運 搬 具	338,028	338,028	-	338,028
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	80,914,988	80,914,630	354	80,914,276
	小 計 (ハ)	368,626,889	367,820,443	854,363	366,966,080
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	-	-	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	368,626,889	367,820,443	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	367,820,443	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	351,398,248	350,217,470	1,143,502	349,073,968
	機 械 及 び 装 置	160,588,814	160,301,053	130,416	160,170,637
	船 舶	27,526,635	14,318,956	12,376,383	1,942,573
	航 空 機	13,456	13,456	-	13,456
	車 両 及 び 運 搬 具	3,872,997	3,868,848	1,422	3,867,426
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	143,084,038	143,063,133	2,518	143,060,615
	小 計 (ハ)	686,484,188	671,782,916	13,654,241	658,128,675
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	1,392,426	1,324,211	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	1,392,426	1,324,211	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	687,876,614	673,107,127	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	673,107,127	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

## (4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	95,662,077	92,270,671	4,254,850	88,015,821
	機 械 及 び 装 置	84,085,645	83,972,576	154,163	83,818,413
	船 舶	18,637,745	9,589,560	8,386,045	1,203,515
	航 空 機	1,374	1,374	-	1,374
	車 両 及 び 運 搬 具	4,390,294	4,383,019	7,274	4,375,745
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	23,846,949	23,819,657	22,806	23,796,851
	小 計 (ハ)	226,624,084	214,036,857	12,825,138	201,211,719
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	395,277	395,277	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	16,207	8,103	-	-
	小 計 (ニ)	411,484	403,380	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	227,035,568	214,440,237	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	214,440,237	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-



③ 法人計  
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,121,779,053	18,651,785,140	400,067,329	18,251,717,811
	機 械 及 び 装 置	42,254,596,796	41,388,122,310	726,146,200	40,661,976,110
	船 舶	337,891,581	196,122,746	121,799,625	74,323,121
	航 空 機	26,390,603	26,248,607	283,992	25,964,615
	車 両 及 び 運 搬 具	487,584,214	483,377,814	3,812,234	479,565,580
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	15,093,213,237	15,049,339,430	69,406,348	14,979,933,082
	小 計 (ハ)	77,321,455,484	75,794,996,047	1,321,515,728	74,473,480,319
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,594,344,936	36,047,057,404	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,411,743,405	1,991,572,106	-	-
	小 計 (ニ)	43,006,088,341	38,038,629,510	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	522,765,404	493,238,027	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	120,850,309,229	114,326,863,584	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	113,963,138,557	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	363,725,027	-	-

## (2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	6,798,681,979	6,682,908,498	103,156,872	6,579,751,626
	機 械 及 び 装 置	7,791,061,767	7,540,462,070	228,188,395	7,312,273,675
	船 舶	96,705,260	59,579,083	36,400,202	23,178,881
	航 空 機	10,265,415	10,170,842	189,146	9,981,696
	車 両 及 び 運 搬 具	131,089,808	128,402,270	2,714,715	125,687,555
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,874,944,743	5,857,621,366	45,319,063	5,812,302,303
	小 計 (ハ)	20,702,748,972	20,279,144,129	415,968,393	19,863,175,736
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,508,133,522	8,554,792,719	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	287,806,168	253,966,343	-	-
	小 計 (ニ)	9,795,939,690	8,808,759,062	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,498,688,662	29,087,903,191	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	29,087,903,191	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,559,885,702	10,268,842,345	244,651,853	10,024,190,492
	機 械 及 び 装 置	29,582,608,406	29,072,290,820	414,993,531	28,657,297,289
	船 舶	205,199,464	116,225,281	72,499,981	43,725,300
	航 空 機	10,541,995	10,509,731	64,527	10,445,204
	車 両 及 び 運 搬 具	306,010,604	304,588,335	1,021,437	303,566,898
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	8,194,956,143	8,175,369,844	18,764,193	8,156,605,651
	小 計 (ハ)	48,859,202,314	47,947,826,356	751,995,522	47,195,830,834
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,081,739,044	20,240,758,009	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,190,046,974	892,589,585	-	-
	小 計 (ニ)	24,271,786,018	21,133,347,594	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	206,238,660	193,520,743	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	73,337,226,992	69,274,694,693	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	69,261,143,594	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	13,551,099	-	-

## (4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,763,211,372	1,700,034,297	52,258,604	1,647,775,693
	機 械 及 び 装 置	4,880,926,623	4,775,369,420	82,964,274	4,692,405,146
	船 舶	35,986,857	20,318,382	12,899,442	7,418,940
	航 空 機	5,583,193	5,568,034	30,319	5,537,715
	車 両 及 び 運 搬 具	50,483,802	50,387,209	76,082	50,311,127
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,023,312,351	1,016,348,220	5,323,092	1,011,025,128
	小 計 (ハ)	7,759,504,198	7,568,025,562	153,551,813	7,414,473,749
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,004,472,370	7,251,506,676	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	933,890,263	845,016,178	-	-
	小 計 (ニ)	8,938,362,633	8,096,522,854	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	316,526,744	299,717,284	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	17,014,393,575	15,964,265,700	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	15,614,091,772	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	350,173,928	-	-